

○国立大学法人埼玉大学「独立行政法人日本学生支援機構 大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規則

〔平成16年11月25日
規則第179号〕

改正 平成18. 4. 1 18規則89 平成20. 3. 1 19規則97
平成24. 9. 28 24規則34

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）第8条及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文科科学省令第23号）第35条に基づき、埼玉大学における独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 教育機構長
- (3) 各研究科長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 別に定める国立大学法人埼玉大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考規則に基づく返還免除候補者の選考
- (2) その他返還免除候補者の選考に関すること。

(会議)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、教育機構長がその職務を代行する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成16年11月25日から施行する。

2 本規程施行後、最初に委嘱する第2条第1項第4号委員の任期については、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則89)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 28 24規則34)

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。